

保険医療機関等に対する指導・監査の検証
及び再発防止に関する検討チーム（第2回）

議事次第

平成22年10月18日（月）15時～16時
於 専用第18会議室（17階）

議 題

- 今回の事案についての経過と検討課題
- 今後の進め方

厚生労働省における指導監査 体制の主な例(イメージ)

(参考) 国税庁監察官の例(イメージ)

医療指導監査制度

厚生労働省

本省保険局医療課

特別医療指導監査官／医療指導監査官

診療報酬の請求等が適正なものとなるように指導するとともに、不正請求等に対する監査を実施

内部
監察
なし

地方厚生局／都道府県事務所

指導医療官／医療指導監視監査官 等

都道府県の個別指導でも改善が見られない医療機関や特定機能病院等に対し、共同指導を実施

診療報酬の請求等が適正なものとなるように指導するとともに、不正請求等に対する監査を実施

保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師 等

社会保険監査指導制度

厚生労働省

本省保険局保険課

全国健康保険協会指導調整官

(協会本部のみ)

本省年金局事業企画課

監査官、システム監査官等

機構本部・ブロック本部(47事務センターを含む。)
・年金事務所

内部監察なし

地方厚生局

社会保険監査指導官等

(協会支部のみ)

下記対象機関の行う
業務に関する監督

全国健康保険協会

健保組合、厚年基金等

日本年金機構

労働基準監察監督官制度

厚生労働省

労働基準監察監督官制度

本省労働基準局監督課

中央労働基準監察監督官



都道府県労働局に対し、全国統一的な運用が確保されているかを確認・指導

都道府県労働局

地方労働基準監察監督官



管下の監督署に対し、計画的に監督指導が行われているか、監督指導等における権限行使が適切に行われているか確認・指導

労働基準監督署

労働基準監督官



- ①労働基準関係法令違反の是正を指導
危険な機械・設備の使用停止等を命令(行政処分)
- ②重大・悪質な違反の事案は司法処分を実施(送検)

個別事業場

職業安定監察官制度

厚生労働省

本省職業安定局総務課

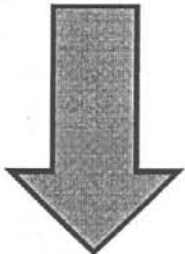
中央職業安定監察官



都道府県労働局及び公共職業安定所に対し、職業安定行政（雇用保険監察に係るものを除く）等の実施状況について総合的に監察・業務指導

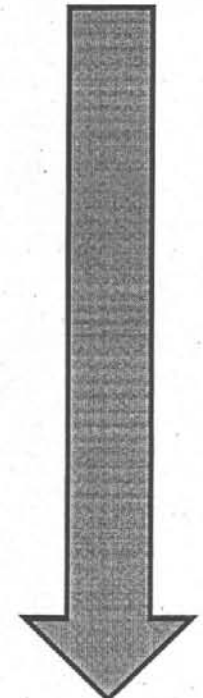
都道府県労働局

地方職業安定監察官



公共職業安定所に対し、職業安定行政（雇用保険監察に係るものを除く）等の執行状況の監察・業務指導

公共職業安定所



(参考) 国税庁監察官制度

